

高等学校の通学区域制について

1 見直し前の通学区域制（3通学区域）

普通科における3通学区域は、「学校選択の自由を保障すべき」、「徳島市への一極集中の緩和」、「地元高校の育成」、「学校間格差の拡大防止」などの意見や「遠距離通学を可能な限り少なくする」といった観点など、様々な意見・要望を勘案しながら、県議会での議論、「入学者選抜制度改善検討委員会」での審議を踏まえて、平成14年1月、徳島県教育委員会において決定し、平成16年度の入試より導入されている。

	第一	第二	第三
高校名	小松島・富岡西・那賀・海部	鳴門・板野・阿波・名西 阿波西・穴吹・脇町・池田	城東・城南・城北・徳島北 徳島市立
区域	小松島市・阿南市・勝浦町 上勝町・佐那河内村・那賀町 美波町・牟岐町・海陽町	鳴門市・吉野川市・阿波市 美馬市・三好市・石井町 神山町・松茂町・北島町 藍住町・板野町・上板町 つるぎ町・東みよし町	徳島市 【佐那河内村・神山町・松茂町 北島町・藍住町は、第三学区 の高校にも通学することが できる。】

※ 学校選択に幅を持たせるための制度を導入している。

- ① 学区外からの合格許容率（流入率）の設定
 - ・第一学区…10%、第二学区…8%、第三学区…高校ごとに8%
- ② 県内全域を通学区域とする普通科高校の設定
 - ・城ノ内、富岡東、川島の3高校（中高一貫高）
- ③ 県内全域を通学区域とする理数科等の専門学科を普通科高校に設置
 - ・城南：応用数理科、城北：理数科学科、徳島北：国際英語科、徳島市立：理数科、富岡西：理数科、海部：数理科学科、池田：探究科
- ④ 通学区域の制限を適用しないNEO徳島トップスポーツ校強化学業指定校の設置

2 通学区域制の見直しについて

3市町を中心に、通学区域（学区）の廃止を求める意見もあり、平成30年6月、徳島県教育委員会より、「公立高校普通科に設けられている通学区域を2020年度入試から見直す」との方針が示され、学識経験者や学校関係者等で構成する有識者会議「通学区域制に関する有識者会議」を設置、通学区域制の在り方について検討が始められた。

そして、平成31年3月に有識者会議より徳島県教育委員会教育長へ報告があり、その報告を受けて見直しが行われました。

- (1) 県内全域を通学区域とする学校の設定
 - 令和3年度入学者選抜（現在の中学2年生が対象）から、城東高等学校を県内全域を通学区域とする学校（全県一校校）とします。
- (2) 学区外からの合格者数の上限を定める流入率の変更
 - 令和2年度入学者選抜（現在の中学3年生が対象）から、学区外からの合格者数の上限を定める流入率を、次のとおり変更します。
 - ① 第3学区（徳島市内）において、
 - ・城東高等学校について、募集定員の8%であった流入率を12%以内とします。
 - ・城南、城北及び徳島北高等学校について、募集定員の8%であった流入率を10%以内とします。
 - ・徳島市立高等学校については、募集定員の8%の流入率を維持します。
 - ② 第1学区（県南部）において、学区内総募集定員の10%以内であった流入率を15%以内とします。
 - ③ 第2学区（県北部～県西部）において、学区内総募集定員の8%以内であった流入率を10%以内とします。